

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局計画課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

指定地域密着型サービスに係る市町村独自の
高い報酬の算定について

計 11 枚（本紙を除く）

Vol.15

平成19年7月3日

厚生労働省老健局計画課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL : 03-5253-1111(法令係・内線 3971)

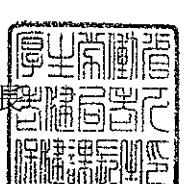
FAX : 03-3595-3670

老介発第0628001号
老計発第0628001号
老老発第0628001号
平成19年6月28日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省老健局介護保険課長


計画課


老人保健課長


指定地域密着型サービスに係る市町村独自の高い報酬の算定について

今般、「厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額」(平成19年厚生労働省告示第212号。以下「独自報酬告示」という。)が公布され、平成19年10月1日から適用されることとなったが、その算定に当たっての手続等は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 独自報酬告示の趣旨について

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）第4号の規定に基づき、通常より高い報酬の算定基準（以下「独自報酬基準」という。）を設定しようとする市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、あらかじめ厚生労働大臣の認定を受けることが必要であり、独自報酬告示の別表（以下単に「別表」という。）は、厚生労働大臣が独自報酬基準を認定するための要件及び独自報酬基準の単位数について定めたものである。

別表の位置付けは、以下のとおりである。

- (1) 別表は、複数の地域密着型サービス及びそれぞれのサービスに関する複数の加算項目について規定しているが、どの地域密着型サービス及びどの加算項目を市町村の独自報酬基準とするかは、市町村の選択による。例えば、小規模多機能型居宅介護費について、小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算（I）に係るものだけを市町村の独自報酬基準として位置付けることは可能である。
- (2) 独自報酬基準の単位数については、別表によるものとする。すなわち、小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算（I）の単位数として、別表とは異なる単位数（例えば600単位）を設定することはできない。
- (3) 独自報酬基準に係る算定要件と単位数の組合せは、別表によるものとする。例えば、小規模多機能型居宅介護費について750単位の独自加算を設定する場合、その算定要件は、別表の小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算（II）の算定要件に適合するものでなければならない。
- (4) 独自報酬基準に係る算定要件の組合せは、別表と全く同じである必要はない。例えば、小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算（III）の算定要件は、別表第3号注1に掲げる（一）から（四）までの4要件のうち、（一）は必須であり、（二）から（四）までの3要件については、そのうち二つが満たされればよいということであるので、独自報酬基準上、要件（一）、要件（二）及び要件（三）に相当する3要件のみを規定し、そのいずれをも満たすことを探ることも可能である。

2 独自報酬基準の設定に係る手続について

独自報酬基準の設定に係る手続は、以下のとおりである。

- (1) 市町村は、地域密着型サービス運営委員会（介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第5項、第78条の2第6項及び第78条の4第5項に規定する措置を講ずるため各市町村に設置される委員会をいう。以下同じ。）等の意見を聴いて、独自報酬基準の案を作成する。
- (2) 市町村は、「地域密着型サービスに係る独自報酬基準認定申請書（様式1）」（以下「申請書」という。）に独自報酬基準の案及び地域密着型サービス運営委員会等の議事概要が分かる資料を添付して、厚生労働省（老健

局計画課)に提出するとともに、申請書の写しを関係都道府県に送付する。

- (3) 厚生労働省は、省内に「市町村独自報酬検討会議」(別紙参照)を設置し、市町村から申請書が提出された場合は、その審査を依頼する。
- (4) 厚生労働省は、市町村独自報酬検討会議の審査結果を踏まえ、申請に係る独自報酬基準の案が独自報酬告示に定める要件に該当すると判断した場合には、認定通知書を市町村に送付する。
- (5) 市町村は、独自報酬基準を設定したときは、その内容を公表するとともに、当該市町村が指定した夜間対応型訪問介護事業所又は小規模多機能型居宅介護事業所に周知する。
- (6) 市町村は、独自報酬基準を設定したときは、関係都道府県及び国民健康保険団体連合会並びに厚生労働省(老健局計画課)に届け出る。
- (7) 厚生労働省は、独自報酬基準を定めた市町村名を公表する。
- (8) 市町村は、独自報酬基準により介護報酬を算定しようとする事業者から、独自報酬基準の要件に該当すること等を記載した「地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届出書」の提出を受ける。この場合において、市町村は、様式2を参考として適切に届出書の様式を定める。
- (9) 市町村は、独自報酬基準を設定した後半年ごとに、算定事業所数等を記載した「地域密着型サービスに係る独自報酬実績報告書(様式3)」を厚生労働省(老健局計画課)に提出する。

3 留意事項

- (1) 独自報酬基準による介護報酬の算定は、独自報酬基準を満たす事業所が市町村に届け出た場合にのみ算定するものであり、独自報酬基準を満たさない事業所又は市町村に届け出ない事業所については、通常の報酬を算定することであること。
- (2) 市町村から厚生労働省への申請は、平成19年度は平成19年7月末日まで及び平成20年2月末日まで、平成20年度は平成20年6月末日までとし、厚生労働大臣の認定は平成19年10月施行、平成20年4月施行及び平成20年10月施行の3回を予定していること。
- (3) 独自報酬基準については、介護報酬請求に係る新たなサービスコードの作成は行わず、既存のサービスコードを活用した手続により対応する。
- (4) 独自報酬基準の仕組みは、平成18年4月に全く新規のサービスとして創設された夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護について設けられたものであり、差し当たって平成21年3月末まで適用することとしていること。

4 独自報酬基準例

独自報酬告示の算定要件に対応する市町村独自の算定要件の例を挙げると、次のとおりである。

1 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）

イ 基本夜間対応型訪問介護費

（一）利用者の状況を定期的に把握する体制が確保されていること

（例）

- 1月に1回以上ケアコール端末等を用いて利用者や利用者の家族と定期的に連絡を取るなど、利用者の状況を常に把握すること。
- サービス提供時の利用者の状態に関して、1月に1回以上定期的に、日中の訪問介護事業所との情報交換を行うこと。

（二）地域における支援体制が確保されていること

（例）

- オペレーションセンターがオペレーターとして医療職（看護師又は医師）を配置し、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、在宅療養支援診療所を始めとする地域の医療・福祉関係者とネットワークを形成することで、利用者を24時間支える体制が整備されていること。

（三）その他利用者へのサービスの質の向上に資すると認められること

ロハニ 定期巡回サービス費、随時訪問サービス費（Ⅰ）及び随時訪問サービス費（Ⅱ）

専門性の高い人材が確保されていること

（例）

- 訪問介護員の総数のうち介護福祉士の資格を有する者が3割以上であること。
- 5年以上の経験年数を有する訪問介護員を3名以上配置すること。

2 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）

（一）利用者の状況を定期的に把握する体制が確保されていること

（二）地域における支援体制が確保されていること

（三）専門性の高い人材が確保されていること

（四）その他利用者へのサービスの質の向上に資すると認められること

上記の夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）の例を参照されたい。

3 小規模多機能型居宅介護費

（一）認知症高齢者を積極的に受け入れていること

（例）

- 独自報酬算定開始月の前月において、認知症高齢者を登録定員の5割以上受け入れていること。
- 独自報酬算定開始月の前3月間における、新規登録者のうち6割以上が認知症高齢者であること。
- 独自報酬算定開始月の前月において、認知症高齢者であって週5日以上通いサービスを利用する人を登録定員の2割以上受け入れていること。

(二) 専門性の高い人材が確保されていること

(例)

- 介護福祉士の資格を有する常勤の介護従業者を3名以上配置すること。
- 5年以上の経験年数を有する介護従業者を3名以上配置すること。
- 認知症介護実践者研修修了者を3名以上配置すること。
- 認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置すること。
- 認知症介護の経験のある常勤の看護師を配置すること。

(三) 他の事業者や地域との連携の強化がされていること

(例)

- 地域住民との定期的な交流のための地域交流スペースを、居間とは別 の場所に設けること。
- 登録者でない地域の住民が気軽に事業所に立ち寄ることができる仕組みを設けること(1月に1回以上地域住民も参加する行事の開催など)。
- 市町村等が開催する定期的な小規模多機能型居宅介護事業所会議に出席し、運営状況を報告するとともに、他の事業所との間で意見交換を行うなど、地域のネットワークを通じてサービスの質の向上を図ること。

(四) その他利用者へのサービスの質の向上に資すると認められること

市町村独自報酬検討会議について

1 設置目的

夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る市町村独自の高い報酬を厚生労働大臣が認定するに当たり、審査を行うことを目的とする。

2 審査事項

市町村が設定しようとする基準が「厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型サービスの費用の額」(平成19年厚生労働省告示第212号)に定める要件に該当するか否かを審査する。

3 構成

医療・福祉等に関し学識経験を有する者、夜間対応型訪問介護事業又は小規模多機能型居宅介護事業の実践者、地方公共団体の介護保険担当者の合計6名程度により構成する。

4 その他

本会議は原則として年2回開催する。

本会議の庶務は老健局計画課が担当する。

地域密着型サービスに係る独自報酬基準認定申請書

厚生労働大臣 殿

申請者 ○○市（区）町村長

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）
第4号の規定に基づき厚生労働大臣の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

| | |
|-----------------------------------|-------------------------|
| 1 独自報酬基準の内容 | |
| (1) 夜間対応型訪問介護 | |
| ① 夜間対応型訪問介護費（I）イ 基本夜間対応型訪問介護費 | |
| 独自報酬告示に規定する算定要件 | 市（区）町村が設定する算定要件 |
| (一) 利用者の状況を定期的に把握する体制が確保されていること | |
| (二) 地域における支援体制が確保されていること | |
| (三) その他利用者へのサービスの質の向上に資すると認められること | |
| ② 夜間対応型訪問介護費（I）ロハニ 定期巡回サービス費等 | |
| 独自報酬告示に規定する算定要件 | 市（区）町村が設定する算定要件 |
| 専門性の高い人材が確保されていること | |
| ③ 夜間対応型訪問介護費（II） | |
| 独自報酬告示に規定する算定要件 | 市（区）町村が設定する算定要件 |
| (一) 利用者の状況を定期的に把握する体制が確保されていること | |
| (二) 地域における支援体制が確保されていること | |
| (三) 専門性の高い人材が確保されていること | |
| (四) その他利用者へのサービスの質の向上に資すると認められること | |
| (2) 小規模多機能型居宅介護 | |
| 独自報酬告示に規定する算定要件 | 市（区）町村が設定する算定要件 |
| (一) 認知症高齢者を積極的に受け入れていること | |
| (二) 専門性の高い人材が確保されていること | |
| (三) 他の事業者や地域との連携の強化がされていること | |
| (四) その他利用者へのサービスの質の向上に資すると認められること | |
| 2 事業所数及び利用者数 | |
| 事業所数（平成 年 月 日現在） | |
| 総 数 | うち独自報酬を算定する事業所数（見込み） |
| ・夜間対応型訪問介護事業所（I） 事業所 | ・夜間対応型訪問介護事業所（I） 事業所 |
| ・夜間対応型訪問介護事業所（II） 事業所 | ・夜間対応型訪問介護事業所（II） 事業所 |
| ・小規模多機能型居宅介護事業所 事業所 | ・小規模多機能型居宅介護事業所 事業所 |
| 利用者数（平成 年 月 日現在） | |
| 現 状 | うち独自報酬を算定する事業所利用者数（見込み） |
| ・夜間対応型訪問介護事業所（I） 人 | ・夜間対応型訪問介護事業所（I） 人 |
| ・夜間対応型訪問介護事業所（II） 人 | ・夜間対応型訪問介護事業所（II） 人 |
| ・小規模多機能型居宅介護事業所 人 | ・小規模多機能型居宅介護事業所 人 |

備考 独自報酬基準の案及び地域密着型サービス運営委員会等の議事概要が分かる資料を添付すること。

地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届出書

平成 年月日

市(区)町村長 殿

事業者名

印

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所番号

| | | | | |
|------------|--------------------------|---|-------|-----|
| 届出者 | フリガナ 名称 | | | |
| | 主たる事務所 の所在地 | (郵便番号 一) | | |
| | 連絡先 | 電話番号 | FAX番号 | |
| | 代表者 の職・氏名 | 職名 | 氏名 | |
| 事業所 の状況 | 事業所 の所在地 | (郵便番号 一) | | |
| | 連絡先 | 電話番号 | FAX番号 | |
| 基準該当の有無 | 夜間対応型 訪問介護(I)イ ロハニ | (一) …市(区)町村が設定した算定要件をあらかじめ記載 (届出事業者が算定要件を満たしている場合に、その根拠を記載する。) | | 有・無 |
| | | (二) | | 有・無 |
| | | (三) | | 有・無 |
| | | (四) | | 有・無 |
| | 夜間対応型 訪問介護(II) ロハニ | (一) | | 有・無 |
| | | (二) | | 有・無 |
| | | (三) | | 有・無 |
| | | (四) | | 有・無 |
| | 小規模多機能型 居宅介護 | (一) | | 有・無 |
| | | (二) | | 有・無 |
| | | (三) | | 有・無 |
| | | (四) | | 有・無 |

備考 基準を満たすことが分かる書類を併せて提出して下さい。

地域密着型サービスに係る独自報酬実績報告書

厚生労働大臣 殿

報告者 ○○市(区)町村長

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)第4号の規定に基づく市町村独自報酬の算定実績について、次のとおり報告します。

| | | | |
|---------|------------------------------|--|-----------------|
| 独自報酬の種類 | 夜間対応型訪問介護 | <input type="checkbox"/> 夜間対応型訪問介護費(I) <input type="checkbox"/> 基本夜間対応型訪問介護費(1月につき) <input type="checkbox"/> 15単位 <input type="checkbox"/> 30単位 <input type="checkbox"/> 定期巡回サービス費等(訪問1回につき) 50単位 | |
| | | <input type="checkbox"/> 夜間対応型訪問介護費(II)(1月につき) <input type="checkbox"/> 100単位 <input type="checkbox"/> 200単位 <input type="checkbox"/> 300単位 | |
| | 小規模多機能型居宅介護 | (1月につき) <input type="checkbox"/> 500単位 <input type="checkbox"/> 750単位 <input type="checkbox"/> 1,000単位 | |
| 事業所数 | ○○年度○半期 終了時 (平成 年 月末) | ○夜間対応型訪問介護(I) | 算定事業所○○(総事業所○○) |
| | | ○夜間対応型訪問介護(II) | 算定事業所○○(総事業所○○) |
| | | ○小規模多機能型居宅介護 | 算定事業所○○(総事業所○○) |
| 利用者数 | ○○年度○半期 終了時 (平成 年 月末) | ○夜間対応型訪問介護(I) | 人 |
| | | ○夜間対応型訪問介護(II) | 人 |
| | | ○小規模多機能型居宅介護 | 人 |
| | 独自報酬設定後の状況 (利用者や事業者の意見など) | | |

| | |
|---|---|
| ○外務省告示第三百四十五号 平成十九年五月三十日にナゴヤにて、地方給水計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間にに行われた。 | ○外務省告示第三百四十六号 オーストラリア連邦政府は、平成八年十一月二十日にジコネープで作成された「著作権に関する世界知的所有権機関条約」の加入書を平成十九年四月二十六日に世界知的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成十九年七月二十六日にオーストラリア連邦について効力を生ずる。(平成十九年四月二十六日付け世界知的所有権機関事務局長回章) 平成十九年六月十一日 |
| 1 搾取の目的及び内容 地方給水計画を実施するため必要な(a)供与(b)機材及びその賃付けに必要な役務の供与(c)前記(a)及び(b)の生産物の輸送に必要な役務の供与 | ○外務省告示第三百四十七号 オーストラリア連邦政府は、平成八年十一月二十日にジコネープで作成された「表演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」の加入書を平成十九年四月二十六日に世界知的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成十九年七月二十六日にオーストラリア連邦について効力を生ずる。(平成十九年四月二十六日付け世界知的所有権機関事務局長回章) 平成十九年六月十一日 |
| 2 贈与の限度額 五億三千万円 | ○外務省告示第三百四十七号 オーストラリア連邦政府は、平成八年十一月二十日にジコネープで作成された「表演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」の加入書を平成十九年四月二十六日に世界知的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成十九年七月二十六日にオーストラリア連邦について効力を生ずる。(平成十九年四月二十六日付け世界知的所有権機関事務局長回章) 平成十九年六月十一日 |
| 3 贈与の使用期限 平成二十年三月三十一日まで | ○外務省告示第三百四十七号 オーストラリア連邦政府は、平成八年十一月二十日にジコネープで作成された「表演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」の加入書を平成十九年四月二十六日に世界知的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成十九年七月二十六日にオーストラリア連邦について効力を生ずる。(平成十九年四月二十六日付け世界知的所有権機関事務局長回章) 平成十九年六月十一日 |
| 4 署名者 日本国側 大村昌弘在ケニア臨時代理大使 ケニア側 アモス・キムニヤ財務大臣 平成十九年六月十一日 | ○外務省告示第三百四十七号 オーストラリア連邦政府は、平成八年十一月二十日にジコネープで作成された「表演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」の加入書を平成十九年四月二十六日に世界知的所有権機関の事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成十九年七月二十六日にオーストラリア連邦について効力を生ずる。(平成十九年四月二十六日付け世界知的所有権機関事務局長回章) 平成十九年六月十一日 |
| ○厚生労働省告示第一百十一号 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百一十六号)第四号の規定に基づき、厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額を次のように定め、平成十九年十月一日から適用する。 | ○厚生労働大臣 麻生 太郎 外務大臣 麻生 太郎 |
| 厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額 | 厚生労働大臣 柳澤 伯夫 |
| 厚生労働大臣が認めた場合における夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護に係る指定地域密着型サービスに要する費用の額は、別表に定める単位数を、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百一十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)の所定単位数に加算して得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定するものとする。 | 厚生労働大臣 柳澤 伯夫 |

別表

1 夜間対応型訪問介護費(I)

イ 基本夜間対応型訪問介護費

- (1) 基本夜間対応型訪問介護費市町村独自加算(I)(1月につき) 15単位
(2) 基本夜間対応型訪問介護費市町村独自加算(II)(1月につき) 30単位

注1 (1)については、次に掲げる市町村が定める要件のうちいずれか一の要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。)において、厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数(平

| | |
|---|---|
| 成18年厚生労働省告示第263号)別表(以下「夜間対応型訪問介護費単位数別表」という。)の基本夜間対応型訪問介護費を算定する場合に、所定単位数を算定する。 | 1 利用者の状況を定期的に把握する体制が確保されていること。 2 地域における支援体制が確保されていること。 3 その他利用者へのサービスの質の向上に資すると認められること。 |
| 2 (2)については、注1に掲げる市町村が定める要件のうち二以上の要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、夜間対応型訪問介護費単位数別表の基本夜間対応型訪問介護費を算定する場合に、所定単位数を算定する。 | □ 定期巡回サービス費市町村独自加算(1回につき) 50単位 注 専門性の高い人材が確保されていると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、夜間対応型訪問介護費単位数別表の定期巡回サービス費を算定する場合に、所定単位数を算定する。 |
| ハ 随時訪問サービス費(I)市町村独自加算(1回につき) 50単位 注 専門性の高い人材が確保されていると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、夜間対応型訪問介護費単位数別表の随時訪問サービス費(I)を算定する場合に、所定単位数を算定する。 | ハ 随時訪問サービス費(II)市町村独自加算(1回につき) 50単位 注 専門性の高い人材が確保されていると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、夜間対応型訪問介護費単位数別表の随時訪問サービス費(II)を算定する場合に、所定単位数を算定する。 |
| 2 夜間対応型訪問介護費(II) 100単位 (1) 夜間対応型訪問介護費(I)市町村独自加算(I)(1月につき) 100単位 (2) 夜間対応型訪問介護費(I)市町村独自加算(II)(1月につき) 200単位 (3) 夜間対応型訪問介護費(I)市町村独自加算(III)(1月につき) 300単位 注 1 (1)については、次に掲げる市町村が定める要件のうちいずれか一の要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費(II)を算定する場合に、所定単位数を算定する。 | 2 (2)については、注1に掲げる市町村が定める要件のうちいずれか二の要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費(II)を算定する場合に、所定単位数を算定する。 |
| 3 (3)については、注1に掲げる市町村が定める要件のうち三以上の要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費(II)を算定する場合に、所定単位数を算定する。 | 3 (3)については、注1に掲げる市町村が定める要件のうち三以上の要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費(II)を算定する場合に、所定単位数を算定する。 |
| 3 小規模多機能型居宅介護費 (1) 小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算(I)(1月につき) 500単位 (2) 小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算(II)(1月につき) 750単位 (3) 小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算(III)(1月につき) 1,000単位 注 1 (1)については、次に掲げる市町村が定める要件のうち(1)の要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費を算定する場合に、所定単位数を算定する。 | 3 小規模多機能型居宅介護費 (1) 小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算(I)(1月につき) 500単位 (2) 小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算(II)(1月につき) 750単位 (3) 小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算(III)(1月につき) 1,000単位 注 1 (1)については、次に掲げる市町村が定める要件のうち(1)の要件に該当すると認められるものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費を算定する場合に、所定単位数を算定する。 |

○環境水産省告示第五号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成十九年五月三十日付けをもつて次の第一種使用規程の承認をしたので、同法律第八条の規定に基づき告示する。

平成十九年六月十一日

農林水産大臣 赤城 徳彦

環境大臣 若林 正俊

○厚生労働省告示第11百三十二号

薬事法施行規則第十一條第一項に規定する試験検査機関の登録に関する命令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第九条第一項の規定により、薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第1号）第十一條第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である京都府保健環境研究所、大阪府立公衆衛生研究所食品医薬品部薬事指導課及び大阪市立環境科学研究所について、試験検査の業務の全部を次のじおり休止する旨の届出があつたので、薬事法施行規則第十一條第一項に規定する試験検査機関の登録に関する命令第九条第一項の規定に基づき公示する。

平成十九年六月十一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

| 登録番号 | 氏名又は名称 | 試験検査を行ふ事業所の所在地 | 試験検査の区分 | 休止する期間 |
|------|------------------------|----------------------|---------|---------------------------|
| 一一一 | 京都府保健環境研究所 | 京都府京都市伏見区村上町三百九十五番地 | 理化学試験 | 平成二十九年四月一日から平成二十九年三月三十日まで |
| 一一二 | 大阪府立公衆衛生研究所食品医薬品部薬事指導課 | 大阪府大阪市東成区中道一丁目三番六十九号 | 理化学試験 | 平成二十九年四月一日から平成二十九年三月三十日まで |
| 一五六 | 大阪市立環境科学研究所 | 大阪府大阪市天王寺区東上町八番三十四号 | 理化学試験 | 平成二十九年四月一日から平成二十九年三月三十日まで |

1 承認番号 07-46P-0011

| | |
|-------------------------------|---|
| 承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 | デュポン株式会社 代表取締役社長 天羽 稔 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 |
| 承認を受けた第一種使用規程 | |
| 遺伝子組換え生物等の種類の名称 | 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性トウモロコシ (<i>gat4621, zm-hra, Zea mays subsp. mays (L.) Itis</i>) (D P-098140-6, O E C D U I : D P-098140-6) |
| 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容 | 隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為 |
| 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法 | 所在地：栃木県那須塩原市千本松768番地 名称：独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所隔離ほ場 使用期間：承認日から平成21年3月31日まで |
| 1 隔離ほ場の施設 | (1) 部外者の入りを防止するため、隔離ほ場を取り囲むようにフェンスを設置している。 (2) 隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。 (3) 隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等に付着した土、本遺伝子組換えトウモロコシの種子等を洗浄によって除去するための洗い場を設置しているとともに、当該トウモロコシの隔離ほ場の外への流出を防止するための設備を排水系統に設置している。 (4) 隔離ほ場周辺には、花粉の飛散を減少させるための防風林を設置している。 |
| 2 隔離ほ場での作業要領 | (1) 本遺伝子組換えトウモロコシ及び比較対照のトウモロコシ以外の植物が、隔離ほ場内で生育することを最小限に抑える。 (2) 本遺伝子組換えトウモロコシを隔離ほ場の外に運搬し、又は保管する場合は、当該トウモロコシが漏出しない構造の容器に入れる。 (3) (2)により運搬又は保管をする場合を除き、本遺伝子組換えトウモロコシの栽培終了後は、当該トウモロコシ及び比較対照のトウモロコシを隔離ほ場内にすき込む等により、確実に不活化する。 (4) 隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等は作業終了後、隔離ほ場内で洗浄すること等により、意図せずに本遺伝子組換えトウモロコシが隔離ほ場の外に持ち出されることを防止する。 (5) 隔離ほ場が本来有する機能が十分に発揮されるよう、設備の維持及び管理を行う。 (6) (1)から(5)までに掲げる事項を第一種使用等を行う者に遵守させる。 (7) 生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画に基づき、速やかに対処する。 |